

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず一括徴収してください。

付
受
印
7

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
道府県民税 給与支払報告 特別徴収
森林環境税 特別徴収

令和 年 月 日 提出		所在地 〒 -		担当 係		6年度 特別徴収指定番号			
貝塚市町村長		フリガナ		フリガナ		7年度 特別徴収指定番号			
氏名		フリガナ		氏名		宛名番号			
生年月日		明・大・昭・平		電 話		宛名番号			
個人番号		個人番号又は法人番号		異動年月日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
住所		新 姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	
1月1日現在		氏 姓		円		月分から 月分まで		円	
貝塚市		円		円		年 月 日		1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払不定期 8 その他	
住所異動後		円		円		円		その他の理由を () 右欄へ記入	
※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。									
①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）									
新しい勤務先（特別徴収義務者）		所在地 〒		特別徴収指定番号		担当 氏名		新しい勤務先へは、	
フリガナ		フリガナ		法人番号		電 話		月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
受給者番号		納入書の要否		必要 ・ 不要					
②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）									
該当する項目に○をしてください。				徴収予定額((ウ)と同額) 円		左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。			
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。									
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。									
③普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）									
該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。									
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。									
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。									
3 死亡による退職のため。									
旧特別徴収処理欄		6年度 月分以降の月割額は 均 ・ 非 ・ 処理不		7年度 月分以降の月割額は 均 ・ 非 ・ 処理不		処理日			

注意 事項 等

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)・森林環境税を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

2 異動により給与等を支給しなくなった場合、本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1月曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくはお問い合わせください。